

平成27年度行政事業レビューシート (内閣府)								
事業名	子どものための教育・保育給付に必要な経費			担当部局庁	子ども・子育て本部		作成責任者	
事業開始年度	平成27年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	参事官(子ども・子育て支援担当)付		竹林 経治	
会計区分	一般会計			政策・施策名	82子ども・子育て支援の推進(政策21-施策①)			
根拠法令(具体的な条項も記載)	子ども・子育て支援法第68条第1項			関係する計画、通知等	・平成27年度子どものための教育・保育給付費の国庫負担について(平成27年6月30日府子本第152号内閣総理大臣通知) ・平成27年度子どものための教育・保育給付費補助金の国庫補助について(平成27年7月9日府子本第176号内閣総理大臣通知)			
主要政策・施策	少子化社会対策			主要経費	社会保障			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第68条第1項の規定に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。 また、「認可化移行運営費支援事業」及び「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支弁する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の支給に要する費用のうち、負担対象額の1/2を負担するものである。 また、認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設及び認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園の運営に要する経費についての所要額を計上するものである。 実施主体：市町村 負担(補助)率：1/2 負担(補助)割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 (一部：国1/2、指定都市・中核市1/2)							
実施方法	補助、負担							
予算額・執行額(単位：百万円)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
	予算の状況	当初予算	-	-	-	616,489	616,489	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	0	0	0	616,489	616,489	
	執行額	-	-	-	-	-		
執行率(%)	-	-	-	-	-			
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 29年度	
	平成29年度までに46.5%(平成26年度に目標値の見直し)	1、2歳児への保育サービス提供割合	成果実績	%	-	-	-	
			目標値	%	-	-	-	46.5
			達成度	%	-	-	-	
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 29年度	
	平成29年度までに16.1%(平成26年度に目標値の見直し)	0歳児への保育サービス提供割合	成果実績	%	-	-	-	
			目標値	%	-	-	-	16.1
			達成度	%	-	-	-	
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載						<input type="checkbox"/> チェック		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
	待機児童解消加速化プランに基づく受入増加数	活動実績	万人	-	-	-		
		当初見込み	万人	-	-	-	8.2	
単位当たりコスト	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
	執行額/交付申請件数(27年度見込は、予算額/全市区町村数)	単位当たりコスト	千円	-	-	-	349,791	
計算式		執行額/交付申請件数	-	-	-	608,985,513/1,741		

平成27・28年度予算内訳(単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由
	子どものための教育・保育給付費負担金	600,494	600,494	
	子どものための教育・保育給付費補助金	15,995	15,995	
計	616,489	616,489		
事業所管部局による点検・改善				
	項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)を創設することにより、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応しており、国民や社会のニーズを的確に反映している。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	自公民3党合意を踏まえ、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立したところであり、政府として幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する必要がある。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)を創設したものであり、政策体系の中で優先度が高く、政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支弁する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の支給に要する費用のうち、負担対象額の1/2を負担するもの。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支弁する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の支給に要する費用のうち、負担対象額の1/2を負担するものであり、その費用については公定価格として、入所定員、所在地による地域差等を考慮して算定している。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支弁する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の支給に要する費用のうち、負担対象額の1/2を負担するもの。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支弁する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の支給に要する費用のうち、負担対象額の1/2を負担するもの。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	-	-	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名	
	-	-	-	
点検・改善結果	点検結果	-		
	改善の方向性	-		

外部有識者の所見

点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

現
状
通
り

事業の実施に当たり、事業の効果的な実施に努め、経費の内容を精査し適正な執行に努めること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現
状
通
り

自治体からの交付申請書を元に適切に審査を行い早期執行に努める。

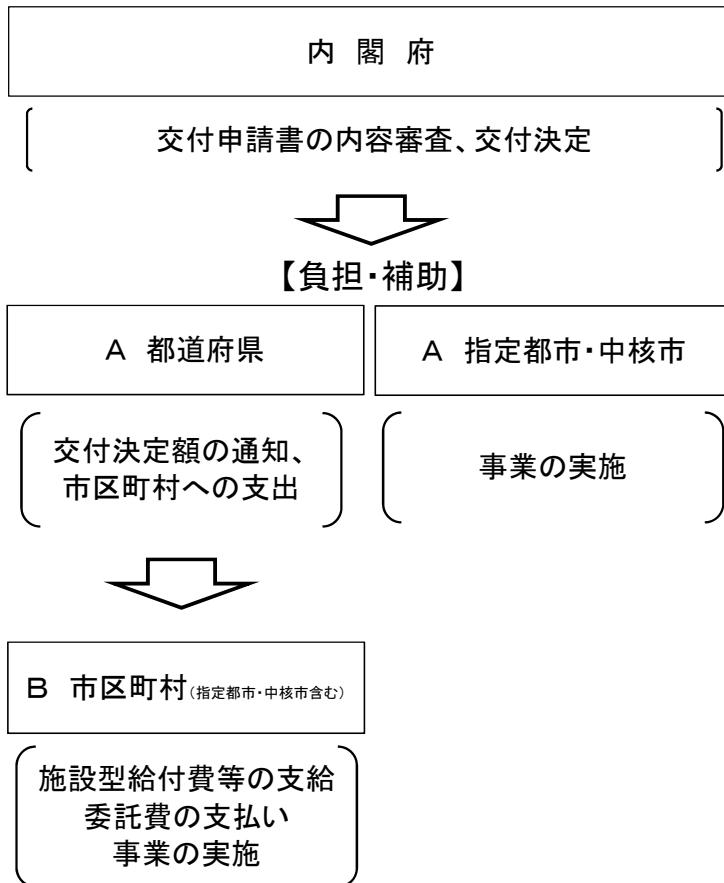
備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-	
平成25年度	-	平成26年度	-			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



※ 初年度のため、金額はイメージ。

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.			E.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	計		0	計		0
	費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載					<input type="checkbox"/> チェック

支出先上位10者リスト

A.

No.	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					